第二十三条第一項中「第百六十二条第一項」を「第百六十六条第一項」に改め、同条第二項中「第百六十二条第一項」を「第百六十六条第一項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十四条第一項中「第百六十二条第二項」を「第百六十六条第二項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十五条第一項中「第百六十二条第三項」を「第百六十六条第三項」に、「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同項第三号中「に関する事項」を「及び非化石エネルギーへの転換に関する事項」に改め、同条第二項中「第百六十二条第三項」を「第百六十六条第三項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十六条中「第百六十二条第六項」を「第百六十六条第六項」に改める。

第二十七条第一項中「第百六十二条第七項」を「第百六十六条第七項」に、「第百三十四条第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同項第三号中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第百六十二条第七項」を「第百六十六条第七項」に、「燃料」を「化石燃料及び非化石燃料」に改める。

第二十八条中「第百六十二条第八項」を「第百六十六条第八項」に改める。

第二十九条第一項中「第百六十二条第九項」を「第百六十六条第九項」に、「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同項第二号中「合理化」の下に「及び非化石エネルギーへの転換」を加え、同条第二項中「第百六十二条第九項」を「第百六十六条第九項」に改める。

第三十条中「第百六十二条第十項」を「第百六十六条第十項」に改める。

第三十一条中「第百六十三条第一項」を「第百六十七条第一項」に改め、同条の表五の項中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同表六の項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同表七の項中「第二十五条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同表八の項中「第三十一条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同表九の項中「第三十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同表十の項中「第三十六条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同表十一の項中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同表十二の項中「第四十四条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同表十四の項中「第五十一条第一項第二号」を「第五十五条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「、第十九条第三項」を削り、「第二十一条第一項」を「第二十一条第三項、第二十二条第一項、第二十三条第三項、第二十四条第一項」を「第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項」に、「第二十五条第三項」を「第二十六条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項」を「第三十三条第三項、第三十四条第一項」に、「第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項」を「第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第一項」に、「第三十六条第三項、第四十条第一項」を「第三十八条第三項、第四十三条第一項」に、「第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項」を「第四十四条第二項、第四十五条第三項、第四十六条第一項」に、「第四十四条第三項、第百九条第一項」を「第四十七条第三項、第百十三条第一項」に、「第百十三条第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百六十二条第一項」を「第百六十六条第一項」に、「第四十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第四十七条第四項」を「第五十一条第四項」に、「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に、「第百十七条第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百十八条第四項」を「第百二十二条第四項」に、「第百十八条第一項」を「第百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「第百二十四条並びに第百六十二条第六項」を「第百四条、第百二十八条並びに第百六十六条第六項」に、「第百一条、第百二条、第百三条第一項、第百四条第一項及び第二項、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項及び第二項」を「第百五条、第百六条、第百七条第一項、第百八条第一項から第三項まで、第百二十九条」に、「第百三十一条」を「第百三十二条」に、「、第百三十三条第一項及び第二項並びに第百三十七条」を「から第三項まで、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項から第三項まで及び第百四十一条」に、「並びに法第百三十四条第一項」を「並びに法第百三十八条第一項」に、「第百三十五条第四項」を「第百三十九条第四項」に、「」並びに第百三十五条第一項」を「」並びに第百三十九条第一項」に改め、同項ただし書中「第百三十条」を「第百三十四条」に、「第百三十四条第一項」を「第百三十九条第一項」に、「第百六十二条第七項」を「第百六十六条第七項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十五条第一項」の下に「及び第二十六条第一項」を加え、「第二十七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項」を「、第二十九条第一項から第四項まで、第三十条」に、「から第四項まで、第四十九条、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第百八条、第百十条、第百十一条第一項、第百十二条第一項及び第二項」を「及び第二項、第四十条第一項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十二条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項、第百十二条」に、「及び第二項、第百二十条」を「から第三項まで、第百十八条、第百十九条第一項、第百二十条第一項から第三項まで、第百二十四条」に、「第百六十二条第三項」を「第百六十六条第三項」に改める。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令

第一条中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。）に改める。

第三条中「の政令」を「に規定する原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭から製造される燃料であって政令」に、「、コークス炉ガス及び水素（原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）」を「及びコークス炉ガス」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二条第二項のその他政令で定めるものは、アンモニアとする。

第六条第一号中「第九条第一号及び第十条第一号」を「第十条第一号及び第十一条第一号」に改め、同条第二号中「第九条第二号及び第十条第二号」を「第十条第二号及び第十一条第二号」に改める。

第十二条中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第二号中「非化石エネルギー源の利用量」を「非化石エネルギー源の利用量又は電気のエネルギー源として利用した化石燃料の量であって法第二条第四項に規定する措置に係るもの」に、「非化石エネルギー源の利用に」を「エネルギー源の環境適合利用に」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第十条中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（他の者から調達する電気の量の要件）

第九条　法第十条の政令で定める要件は、前事業年度における他の者から調達する電気の量が当該前事業年度におけるその供給する電気の供給量を二で除して得た量以上であることとする。